

予防接種法施行令の一部を改正する政令案の概要

(1) 改正案の概要

東日本大震災の発生に伴い、やむを得ない事情により定期の予防接種の対象年齢を過ぎてしまった者について、東日本大震災の発生の日から6か月程度の間、定期の予防接種を受けられるようにするための所要の改正を行う。

(2) 根拠法令の条項

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項

(3) 公布日

平成23年5月下旬（予定）

(4) 施行期日

公布の日（予定）

※適用は平成23年3月11日（予定）